

平塚市成年後見制度利用促進協議会 議事録

日 時 令和4年3月29日（火）14：00～15：40
場 所 平塚市役所本館4階 410会議室
出席委員 町川委員、浅沼委員、田中委員、白澤委員、村田委員、菅野委員、渡邊委員、
長橋委員、遠藤委員
事 務 局 平塚市福祉部 岩崎福祉部長
福祉総務課 小菅課長、杉崎課長代理、木村主査、石田主査
高齢福祉課 岩本課長
障がい福祉課 村田課長代理
生活福祉課 山口課長代理
平塚市社会福祉協議会 高橋常務理事兼事務局長、遠藤次長兼課長、
成年後見利用支援センター 中田副センター長、田中班長

傍 聴 者 0人

（議題）

- 1 令和3年度平塚市成年後見制度に関する状況について
ア 平塚市成年後見利用支援センター事業について
イ 市長申立て、報酬助成について
- 2 平塚市の中核機関の設置と今後の方向性について
- 3 その他

【配布資料】

- ・「平塚市成年後見利用支援センター設置規則」の改正内容について
- ・平塚後見センターよりそい リーフレット
- ・令和3年度第2回平塚市成年後見制度利用促進協議会次第
- ・平塚市成年後見制度利用促進協議会委員名簿
- 資料 1-1 平塚市成年後見利用支援センター令和3年度業務概況
- 資料 1-2 平塚市成年後見利用支援センター令和3年度相談件数及び会議開催状況（2月末時点）
- 資料 1-3 令和3年度平塚市成年後見利用支援センター普及・広報事業「成年後見制度出張講座」等の状況
- 資料 1-4 平塚市における市民後見人養成の状況（令和4年2末日現在）
- 資料 1-5 令和3年度平塚市権利擁護人材育成講座・市民後見人養成講座（実践研修）アンケート集計結果
- 資料 1-6 令和3年度成年後見制度講座アンケート
- 資料 1-7 令和3年度成年後見申立手続説明会アンケート
- 資料 1-8 親族後見予習セミナーアンケート
- 資料 1-9 平塚市の市長申立と報酬助成の状況
- 資料 2-1 地域連携ネットワークの現状について
- 資料 2-2 中核機関設置前後の機能について
- 資料 2-3 令和4年度（2022年度）平塚市成年後見利用支援センター事業計画
- 資料 2-4 中核機関における対応について
- 資料 2-5 意見照会に対する御意見の概要

会長

次第に沿って進行していきたいと思います。

議題の1「令和3年度平塚市成年後見制度に関する状況について」事務局から御説明お願いします。なお、議題アとイは一括して質疑応答としたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ア 平塚市成年後見利用支援センター事業について、資料1-1から1-8までを平塚市成年後見利用支援センター（以下「センター」という。）より説明。

イ 市長申し立て、報酬助成について、福祉総務課より説明。

会長

只今、事務局から説明がありました。質問や御意見、補足すべきところなどがありましたら、お願いします。

【質疑】

委員

センターの相談件数ですけれども、昨年度に比べまして、確実に1日当たりの平均件数の伸びがあり、非常に好ましいことじゃないかなというふうに思います。また資料1-3のとおり、断続的に成年後見制度の講座等をやっておりますけれども、参加者数を見ても、15人以上とか、それなりの参加が繰り返しあるということで、非常に活動が定着してきていると思って、センターの活動がきちっと根づいてきているのではないかなというように思います。基礎研修の、最初の参加者数が低かった時期もありますけど、それなりの数が出てきていて、その中で、きちっと基礎研修にある程度の人数、二桁の数が確保されています。実践研修になると、色々制約があって、絞られるのではないかとはい思いますが、しっかり勉強した上で、市民後見としての役割を担っていこうという形だと思われるので、そういうことも含めると、センターの事業が確実に行われてきているんじゃないかなと読み取れました。

会長

その他に何かありますか。

委員

私も委員と同様に、すごくこの取り組みが定着してきて、市民の皆さんの間に広がってきていると考えながら、理解しました。親族後見予習セミナーを取り組んでいらっしゃることを資料1-3から見えていました。この事業は、昨年度からの継続だったような記憶があります。アンケートが資料の1-8についておまして、色々な方が、参加されていると思っておりますが、何か昨年度と比べて、参加者の方々のニーズなどで、少し変わってきていることとか、何か変化があったようなこと等があれば、教えていただければと思います。

会長

では、今の件について、いかがですか。

事務局（センター）

お尋ね届いた件ですけれども、傾向として昨年から大きな変化はないですが、2回実施しておりますけれども、そのうち1回は主に高齢の方がご本人、当事者の方を想定した内

容となっています。もう1回は、御本人が障がいのある方を想定した内容として設定しています。従いまして、御本人が高齢の方を想定した場合は、御親族の中でも、お子さんというのが多数参加されています。それに対して、御本人が障害のお持ちの方の回につきましては、御家族でも親御さんが多数を占めるという状況で、内容も基本的には昨年と変わらないのですが、関心と興味を持って参加していただいています。

特に障がいをお持ちの方を想定したケースについては、今すぐではないのだけれど、将来この制度を使うとしたらどうなるのだろうかということで、参加をいただいているという状況でございます。

会長

その他に何かございますか。

委員

説明ありがとうございます。親族の後見に対する講習など、色々やっていらっしやって本当にいいことだなあと思いました。そういう努力が少しずつ増えているのではないかという感じがしますし、将来、中核センターができるとしたら、やはりこのあたりが大きな力になるのではないかと思います。

ただ私は、やはり少し引っかかっているところがありまして、私と言いますか、私共の施設、NPOが引っかかるというべきなのかもしれませんけれども、研修の場合にあまりにも費用対効果が少ないのではないかという気がしています。例えば、市民後見人養成第6期は4名修了していますが、2名採用ということになったということですが、何かそれを見ましても、その以前を見ましても、採用されても、その4名は結局、第2期、第1期なども採用されても退職ということになってしまうというか、退職というのは別に、ご本人が嫌とか云々の問題ではなくて、ご本人様が亡くなってしまうと結局自動的に退職ということになる。ただ、それがサポーターとして、雇用計画では永遠なのか、それとも退職をしたらもう関係ないのか、何かその辺りが、いつも引っかかるのです。私たちの思うこととしては、センターが中心になって法人として活動していることはよくわかりますけれども、何か、NPO法人とこの法人とイコールみたいな感じがします。法人活動としては1個1個あるかもしれませんが、私は、市民後見人というのは、市民全体の平塚市民全体に対する、後見人としての、民生委員などのような、そういうサポーターという形で動くイメージがあります。市民後見人として応募してきた方もみんなそうじゃないかと思います。ここの雇用計画を使わなければならないという問題なのか。税金としては使われていることは間違いのないけれども、でもそれは市民全体が税金として払っているのではないのかという感じもいたします。そうすると、この最後の活動状況が余りにも少ないという感じがするわけです。

実は、私たちのNPOは、知的障がい者に関する活動をしていますけれども、アンケートを見ますと、知的障がい者で必要とするというような人たちも結構いると思うわけです。そうすると、今回の中核センターみたいに作るとしたら、それぞれのところが皆それぞれ力が寄せ集まって、一つの中核センター的活動ができるってことだろうと思うのです。そうすると、ここのNPO法人は知的障がいのことをやっているけれど、それは雇用計画とは違うからということだとすると、私は引っかかるところがございます。例えば、退職した場合、ご本人さんが亡くなって活動は終わりになるけれども、例えばこういうNPO法人があって、或いは、ほかにもこういうところがありますよ、もしあなたが、興味があるところがあるとしたら、連絡してみたいかどうですか等、そういう心の広さみたいなのがないのかという感じはいつもしております。そうすれば、例えば、やりたいって思っている人が、今回の中でも、いらっしやるわけですが、ただその人たちがサポーターとして採用される間にはちょっと時

間的なロスがあります。アンケート見ても、研修も少し長かったから、あまりできるかどうかわからなくなったという人もいたと思います。そうなると、やはりこの活動や、終わってすぐこの活動に、入り込めるっていうこともとても大事なことだろうと思いますから、いくつかの選択肢として、提示してみることが必要なのではないかと思いました。それが、あくまで税金や雇用計画をもって、地方公務員のようなものだからというような考えで、やらないとしたら、私たちとしては気になります。そういうようなことを、アンケートを読みながら思いました。以上です。

会長

色々御意見ありがとうございます。今のお話は、特に養成を修了した方がそれなりにいらっしやるのに、活動している方が多くないのではないか、ということですか。

委員

そうですね。せつかくこれだけのことをやっていて、と思ひまして。

会長

その点について、センターの方で何かありますか。

事務局（センター）

資料1-4について、お尋ねをいただいたかと思ひます。何点かございますけれども、まず、費用対効果の部分ですが、資料1-3の普及広報事業の中で、例えば、5番目の6月14日、さらに6番目、そして9番目、11番目、12番目というように、講座を聴講というかたちで、本来受講される方以外にも受けていただけるような環境を整えています。しかしながら、今年度につきましてはまん延防止等重点措置が出た関係で、人数を制限するという観点からお受けできなかった状況です。御指摘いただいたように、講師の先生方からも御了解いただいていることですので、聴講という形で公開をするような体制を整えてきています。

そして、雇用との関係を御指摘いただきました。例えば御本人がお亡くなり、終了したケースについて、市民後見人さんのご希望があれば、改めて後見サポーターとして雇用をするということで、ケース終了後もご活躍いただけるように、こちらの方としてはお願いをしております。

また、広く市民に開かれたという観点でいいますと、第7期のところでは、広報において、広報ひらつか以外にもタウンニュースの掲載などをお願いしています。もう1点、御指摘がありましたNPO法人さんとの協働については、説明会の段階で、地域活動をしてくださっている団体として、NPO 成年後見湘南さんにもお話をいただいて、こういう活躍の場もございます、ということをご紹介いただいております。以上です。

会長

では時間の関係もありますのでそろそろ次の議題の方に移りたいと思ひます。議題の2、平塚市の中核機関の設置と今後の方向性について、こちらに移りたいと思ひますので、事務局の方から御説明をお願いいたします。

- ・初めに福祉総務課より中核機関の設置について説明。
- ・次に令和4年度のセンター事業計画について、センターより説明。
- ・最後に福祉総務課より意見照会の結果について説明。

会長

今の説明を受けて、質問や御意見や補足すべきところがありましたら皆様よろしくお願ひします。

【質疑】

委員

資料2-1の図ですが、これから色々なこういったチーム支援の会議や、ケース検討とかですね、様々な会議体があると思います。令和2年10月に、国の方から「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」というのが出ております。これはその前に、認知症高齢者、障がい者、それから医療機関における、意思決定のガイドラインと色々なガイドラインが出て、結局、障害者権利集約の流れの中で、いわゆる代理人による意思決定代行支援から支援を受けた意思決定へ転換をなささいよ、というようなことで、今、裁判所から送られてくる資料、受任のときのQ&Aにも、この意思決定支援プロセスをちゃんと踏まえるような資料が入ってくるようになっております。従って、このガイドラインでも言っているように、後見の場面では、施設入所や居所の決定、高額な財産の処分など、そういう大きなことに対してきちっと本人の意思決定、しっかり意思決定支援を尽くしたのかどうかということ、見える化しなさいというガイドラインになっているわけです。ただそれを後見人だけがわかっている、話が進まないということなので、やはりチームに参加する福祉の支援者、家族も含めて、本人が本人の意思を表明しやすい環境を作ったのか、ちゃんと意思決定支援ができるような条件を、本人に合った配慮をして、積み重ねたのか等、そういうことがすごく共通理解としてないと、後見人だけが対応しても、そういう会議にはならないということです。ぜひこういった意思決定支援の後見事務について、ガイドラインの周知等も、それは後見人だけではなくて、御本人の判断能力が低下しても、御本人に関わる福祉職も含めて、考え方の基礎に置くように、広報したりしていただきたいと思います。ここから先は、委員がおっしゃっていたことに関連してですが、平塚市の場合は、先ほど市民後見の話が出ましたが、法人後見をここに設置した経緯とか、そういうことを見ますと、確かに後見をどうするかという後見ニーズの方の話は随分出てきていますけれど、それを支える、後見的な支援ですよね。委員がそういうことをおっしゃっていたと思います。このアンケートにもあるように、やっぱり親族にしてもらいたいとか、それからNPO法人さんにしてもらいたいとか、アンケートにもいくつか意見が出てきていますね。平塚市の場合は、やっと社協の法人後見が定着してきた。その上に市民後見というものを上積みした。専門職後見というのは、申し訳ないですが、今のところ結構限度があります。ですから、次はNPO法人を育てていくとか、多様なニーズを支える資源、それをずっと作ってきています。おそらく中核機関がそういうことだと思います。後見センターのねらいもそこにあつたと思います。ぜひ、後見活動を知らせるとか、それを支える資源、多様な資源、そういうものを、市の中に作っていくかという、資源創生について、市民後見は取り組んではいると思いますが、NPO法人とか多様な法人後見の仕組みづくり、そういったことも国の方針にもあることなので、考えてやっていただくと、非常に良いものになってくのではないかなと思っています。私の意見ですが、お話ししました。以上です。

会長

はい。どうもありがとうございます。意見ということですが、意見として聞いていただくということでもよろしいですか。

委員

はい、そうですね。

会長

その他に何かございますか。

委員

今まで見てきた中で結構、相談とか広報部分というのは非常に頑張ってやってきていると思いますし、そのあとの後見が決定した後も、ある程度やってると思うのですが、やはり、今現在ちょっと相談の一手手前の部分とか、或いは、実際にどうしたらいいかというのを、現場の極端に言うと、ケアマネさんとか、包括の職員というのはわからない部分とかが、まだ結構あると思うのです。実際には広報の中で、こういう場合はこうですよ、と言ってるけれども、もう少し具体的な何か、こんなときはここを注意しないといけないですよ、というのを、全体的な福祉関係のところ、まわしてもらった方が、より、成年後見の方に流すのか、或いはケアマネ単位で何とかできるものなのか、ということがわかってくると思います。ですので、そこ辺りのところ、逆に言ったら、ケース検討ですね、これをもう少し、何か考えて広報していくことを考えてもらえないかなという気がします。

会長

はい、ありがとうございます。これも意見ということで、よろしいですか。

では、その他に何かございますか。

委員

私も、このチーム支援というところがすごく気になっていて、来年度の事業計画で、チーム支援の試行・検証を含むというように括弧書きで書かれていて、具体的にどのようなことをするのかというのは、模索しながら、取り組んでみるってところなのかと、読み取りました。やはり、どんな様なことを、チーム支援の試行や検証で行ったのかというのは、ぜひ、記録に沿っておいていただいてというのか、教えていただいて、例えば、先ほど委員からガイドラインの周知のような話もありましたけれども、私としては、色々な場で、チーム支援というのは行われていくと思いますが、その場に、ご本人をきちっと参加させるような、ご本人が参加していただいて、ご本人の意思を聞くというような、そういうようなことを促していく、そういう取り組みが、あるといいだろうと思っています。何かそういうそのチーム支援を、どのようにサポートしていったのかというようなことを、ぜひ、教えていただきたいと思いながら、聞いていました。

会長

ではぜひ、今のお話について、チーム支援をどのように具体化、実際に行っていくのか、お答えをいただけますか。

事務局（センター）

これまでの取り組みの中で感じられたこと、それを今後のチーム支援の中にどのように取り入れて、活かしていくのかというような観点で、御報告、御回答させていただければと思います。実は、本日の議題の中の、最後のところで、意見照会として、苦情や不適正事例について、委員の皆様から御意見を頂戴しています。チーム支援のことは、相当な部分が重なるのではないかと感じています。例えば、御親族からの苦情のような形で相談があったこと

としては、後見人に色々尋ねるが、第三者後見人がちゃんと答えてくれない。何か特別な事情があるわけではなくて、後見人としての法的な知識の水準と、親族の一般的な方が持っている知識がかみあわないという、そういうところを、センターで、こういう事情があって、御親族であっても、御本人の財産すべてを細かく報告するとは限らないですよ、と説明しています。また、過去の苦情に類する相談の中で、保佐の類型の御相談がいくつかありました。保佐の類型については、御本人が要望を出されたり、意思を表明されたり、そのことについて、まわりの保佐人や施設関係者が十分受け止めきれないところが見受けられるのではないかと思います。センターの立場としては、ケース検討調整会議やチーム支援の中で、御本人にお会いして、御本人の状態や要望を我々が把握できる部分と、そして情報を共有することによって、それが少しでも改善できるようになるのではないかと思います。

あと、チーム支援と若干、関係があると思いますが、過去の苦情の中で、1つの顕著な傾向としては、財産管理の委任契約が結ばれている状態で、十分な支援がなされていないのではないかと、福祉関係の方から相談があったことが複数ございます。そのうちの1ケースについては、御親族の後見申し立てを促して支援をするということであったり、明らかに不正の疑いが高いというものは、市に相談して、市長申立をしていただいたというような介入をしております。チーム支援の第1歩として、御本人に後見センターから会いに行く頻度を増やしていったら、御本人の意思決定支援につながっていくのではないかと思います。

今回、中核機関に移行するにあたり、平塚市の中核機関の従事者証を発行してもらうことになりました。現地に行って、御本人や御家族、施設の方々にお会いするにあたり、中核機関の立場の者が会いにきていることが、はっきりできるということで、これからのチーム支援につながっていくと思います。また、来年度事例を積み上げる中で、御報告ができればと思います。

委員

ありがとうございました。私としては、来年度取り組んだ際に御報告いただければというようにつもりでした。言葉が足らずに、すみませんでした。これまでの取り組みをお聞かせいただきまして、ありがとうございました。

会長

その他に何かございますか。

委員

このチームというのは、本人にとってのチームなんですよ。本人にとって誰がチームなのかの方が大事です。本人が自分の意思を自由に表明して、伝えることができた人がチームなので、役職者ではないです。これは、サービス提供している側の方針を決めるためのことではなくて、本人の意思決定をしていくための支援のためのチームなので、だから、チームというのは、誰なのと言うことから、研究しないとイケない。そういうことなので、頑張ってください。

会長

そうですね。今のお話は、とても重要なところだと思います。チーム支援というのは御本人さんや御本人さんをよく近くでみている方々ですよ。御本人さんが話しやすいというのはもちろんですが、御本人が何が問題として、何を課題としているかを一番近くでよくわかっている人、そういう人たちを支援しましょう、ということですよ。

そのための取り組みをぜひ中核機関でやっていきましょう、ということだと私は理解して

います。今、皆さん、恐らくそこは共感していただけたと思うのですが、それを具体化していきましょうという話だと思います。

委員

私もすごく今の御指摘のところ、一番大事なところかなと本当に思います。私は、虐待のことを少し書いたのですが、虐待の時というのは、本人の意思というのは本当にうまく、特に中核、市民の中に今後根づいていくためには、一番大事な権利の擁護にもなるところだと思っています。他の財産管理の関係とかそういうことは、お金の問題というか、大変失礼な言い方になりますけれども、虐待は命の問題になりますし、それで高齢者の虐待は結構あると思うのです。そういったことは、まさに地域にいる人たちでないと、本当にわからないところがあると思います。子どもたちのことに関しては、結構今、虐待ということで対応していますけれど、私は、それと同じようなことが高齢者に対してもあると思うのです。ですので、地域の声というか、そういったことが上手く、持ち上がって行って、最初まずはこういう中核センターで情報が集まってきて、大変な状況だとか、様子見に行ってみよう、とかそういうように、例えばこれは包括支援センターの人が行けるかもしれないとか、ケアマネが行けるかもしれないとか、こういった中でいろんな形で動けるとしたら、まさにこの虐待の時だと思います。だからそういうことを考えますと、ぜひ、このあたりのところに、どういう形で、チームとしてうまく機能して、いざというときにパッと動けるかというところを考えておいていただけたらありがたいなと思います。以上です。

会長

御意見ということで、お答えはなくてよろしいですか。

委員

はい。

会長

事務局は、どうですか。

事務局（高齢福祉課長）

今おっしゃっていただいたところは、まさにポイントでして、本市でも高齢者の虐待というのは、日々発生しているというような状況です。高齢福祉課としましては、地域包括支援センターですとか、サービス提供事業者等と連携をとって、命に直結するような場合については、即日、介入をして本人を分離してというような対応をとっている状況です。やはり、虐待をしている親族と高齢者では考え方、ベクトルがちがうので、分離したあとでどうやって定義をしていくか、つきつめていくと、法的にどう解釈してどういうように整理をしていくのかということになるわけですが、そのようなとき、専門職団体の方も含めて、色々と御相談をしていくことができればというように考えています。今後ともよろしく願いいたします。

委員

少し話題が逸れますけれども、議題の一つ目で、講座、センターさんが実施している公開講座のご紹介いただいてきまして、本当にセンターさんとして、よくやられてるなという感想を私も抱いているところです。この度、中核機関が設置されたということで、より一層、制度の普及啓発、広報に努められていくことと思います。結局そうすると、センターに寄せ

られる相談というのは、増えることはあっても減ることはないのだろうと思っているところ
です。さらに支援者とか市民の皆さんに制度が普及していくと、今まで見過ごされていた課
題とかですね、気がつかなかった課題とかっていうのに目が届くになって、その結果、先ほ
ど委員からお話もありましたけれども、相談が複雑化していくとか、困難になっていくとい
うようなことになっていくと思います。そのため、相談の事例の蓄積というか、そのマニユ
アルの整備みたいなのところに行き着いていく話になりますけれども、資料2-5で、ご紹介
いただいたところあたり、苦情の受け付け等を、その辺の相談を受け付けるというのは非常
に対応が難しいところになっていくところかなと思います。苦情の関係でなくても、色々な
相談が寄せられていくと思いますので、ぜひ、相談事例が蓄積し、効率よく蓄積されていく
ような仕組みとか、或いは事例を共有できるような仕組みとか、そういった体制を整備して
いていただきたいと思っていますところ。そういったところで、お話があったそのシステ
ムの整備みたいなのところの話も出てきているのだと思いますけれども、ぜひ有効なシステ
ムを作っていただければなと思っています。さらに、今、中核機関の設置というのが、平
塚市は県内でも先駆けて走っていらっしゃる方かと思えますけれども、色々な自治体で、こ
ういった動きが広まっていく中で、やはりどこもそのマニュアルを整備しようとか、言っ
た話が出ていくかと思えますので、特に先を行っている自治体とか、或いはそうでない自治体
とかで構築されているマニュアルというか相談実績みたいなものを、県内、或いは全国で共
有していただくような取り組みもできるといいのではないかと思いますので、この点は意
見として、お伝えさせていただきます。

会長

はい、ありがとうございます。今の点については、マニュアルといえますか、他の中核機
関を立ち上げた他の市長村との連携みたいなことは、今現在どのようになってらっしゃるの
ですか。

事務局（センター）

もうすでに中核機関を立ち上げている市町村社協等々は、システムを含めて、打ち
合わせをしております。今、県社協主導で、中核機関を立ち上げ、もしくはこれから立ち上
がる予定のところを含めて、情報共有という意味では、要綱や要領、チラシやパンフレット
など、情報をすぐに共有できるように、独自の窓口みたいなのところを県社協の方で開設して
おりますので、そこに随時、必要な事項をアップロードしながら、まずは限られた中核機関
設置している、これから予定しているところに対して、情報を共有していくといった状況で
ございます。

今後、システムを導入するにあたり、委員がおっしゃっていたように、事例の蓄積や共有
する部分というところを検証して、システム導入していきたいと思えます。

ただ、大前提として、相談をうける際に、的確に相談を受け得る側が必要な情報を得る必
要があると感じています。本人が相談できればいいのですが、なかなか本人からの相談とい
うのはあまりなく、親族や福祉関係者からの相談が多いといった現状であります。そういっ
たときに、良い意味でも悪い意味でもバイアスがかかるとすると、聞いている話が、相談
者から聞く話と、福祉関係者から聞く話とずれることも多々ありますので、そこは正確に初
期のアセスメントする段階でジャッジできるように、ある程度、慎重にセンターではお話を
聞かせていただいているという状況でございます。

会長

よろしいですか。そのほか、何かございますか。

委員

私は知的障がい児者の家族の会である平塚市手をつなぐ育成会の役員をやっています。育成会も会員のほとんどは高齢化してしまっていて、本人のみならず、その家族の高齢化というのが本当に問題になっています。例えば、私も近くで見ているお父さんが病気で亡くなって、障がいのある50代の御本人が病気で入院してしまっていて、それは結局、お母様が高齢であったり、本当に家族総倒れというか、そういう状況の家族も結構聞きます。私も娘が重度の知的障がい児であるからわかるのですが、本人が重度であると、特にこの会員の家族の方の年代からいっても、やはり家族で抱えがちです。なかなか外へ頼れなくて、みんな抱えてしまう。重度の子どもは、他の人にわかってもらえないだろうという、本人のことを思うがゆえに、御自分で抱えてしまっていて、それで事件が起こるみたいな世の中で、そういうのがすごく多いのかなと思います。私も子どもが大きくなっていって、本当に先ほどの話の虐待の一手手前みたいなことも、日々の子育ての中で感じています。最近、娘が中学を卒業したのですが、その前にお別れが苦手なので、すごく心が乱れてしまっていて、夜3時半ぐらいまで寝ないという日が続いていて、私ももう、自分が眠れない状況で、限界で、すごく重い詰めた状況になっていて、それは子どもの年齢が下だとか上だとか関係なく、やはりすごく家族が抱えるものが大きいということを身をもって感じています。例えば、中核機関に相談に行く時に、家族が限界になってから行くのではなくて、本人も家族も安心して年を取れるような、親亡き後というのは、その親が亡くなった時ではなくて、親がもう子供を支えられなくなった時で、そういう時に頼れるところであったり、どこへ行ったら話を聞いてくれるとか、どこへ行ったらどういう風にしたらいいということがわかるのかを、みんなが知って、安心して、年を取れるような仕組みが必要だと思っています。本当にこのチーム支援というものも、先ほどのお話にあったように、本人の意思決定支援であるということ。そういう時に、私たちの会が、困ったから頼るだけではなくて、私たちの家族としても、家族に対してもお手伝いできるような、つながれるような、もっと垣根がないような感じで繋がれたらいいなと思いました。

私も、今回、市民後見人養成第七期を無事に修了しましたが、本当に何度もくじけそうになったところを励ましていただいて、最後まで参加できました。その時の、実践研修の中身もとても良くて、知的障がいの支援に関するDVDも、育成会のDVDも使っていただけたりして、内容は課題演習等も、すごく良かったので、また色々な形で、色々なところが繋がって行って、色々なケースを、こういう時はこういうふうにできる、という引き出しを増やして、そういうお手伝いを、私も求めるだけではなく、お互いがそういうふうに行っていたらいいなと思いました。

会長

ありがとうございます。今のお話で、最初の方におっしゃっていたと思いますが、確かに平塚市でこういう活動をやっている中で、色々なチャンネルを増やしていこうという、高齢者の方々、障がい者の方々に対する支援というのを、市民後見人を増やしていくことがその一つのチャンネルではあるけれども、例えば、障がいのある方のための、お母さんための、といいますか、親亡き後のための市民後見人として、その障がいについてよく知ってる方々に、市民後見人になっていただこうという、そういう取り組みをやってみたら、すごく良いのではないかという話も出ていたと思います。今日の話の市民後見人の中で委員がおっしゃったことや、市民後見人が増えたことというのは、今の話に繋がっていくのではないかと、そのようにお聞きしました。他には何かございますか。

委員

確認のようなことになってしまうのですが、意見照会に対する御意見の概要ということで資料2-5でまとめていただいています、実際のところ、苦情のようなことがあった場合には、中核機関において、相談という形で受けとめていただけるということでもよろしいのかということと、それから、今後対応に当たるチェックリストやマニュアルに基づいて、作っていき、事例を取りまとめるという方法で、お考えいただいているということでもよろしいのでしょうか。それについて確認させてください。

会長

ではこれをお答えいただけますでしょうか。

事務局（センター）

資料2-4の意見照会の資料ですけれども、照会事項として、二つ照会をしておりますので、方向性としては、こちらに記載のある通り、現状では、専門職後見人については、所属団体へ相談等すること、親族後見人については家庭裁判所へ相談・上申することを考えております。また、センターにおいては、後見人等への苦情や不正の指摘に十分な裏付けがあって、かつ相談者が同意する場合につきましては、センターから家裁に対して上申することや所属団体へ報告することも検討したいと考えております。ただ、こちらに関しましても、実際苦情があったケースについては、まずは丁寧に相談の内容を確認させていただいた状況でございます。

会長

よろしいですか。その他に何かございますか。

これまで中核機関立ち上げにかかわらせていただいていたので、1点だけ私からもいいですか。せっかく中核機関が立ち上がったところですので、提案になりますが、中核機関というのは、話しの中にありましたが、チーム支援というのが非常に重要だと考えています。これが中核機関というものの本質ではないかというぐらい重要なものだと思います。このチーム支援の中に、なかなか入ってこない後見人がいるのではないかと。私は専門職後見人の立場からですが、後見人にはなったけれども、どうもあまり本人のことに興味持っていない後見人というのは、専門職の中にはいるように感じています。年に1回ぐらいしか会いに行かない。御本人状況もあまり知ろうとしていない。課題もあるのに、それもなかなか活動しない。このようなチームの中に入っていない後見人について、何とかするべきではないかというように思います。それができるのは中核機関しかないのではないかと思います。ですから、ぜひ中核機関がせっかくでき上がったのですから、しかも、平塚市ではまずそれを一つテーマにさせていただけないだろうかと思えます。専門職後見人が、チーム支援に入っていない、具体的に言うと、本人に会いに来ないようなことは問題ですが、それ以上に、例えば、担当者会議やケース会議とかあると思えますが、そういうものに1度も出てこない。そもそもケース会議に初めから呼ばないとのいうことがあるかもしれませんが。中核機関としては、そういったケース会議や担当者会議に、来てもらうように、ケース会議の方から呼ぶことが大事だと思いますし、呼ばれたら来なさい、行かないようなことは駄目だということで、中核機関の方から、この後見人はケース会議に呼ばれているのに、来ていないということを経済裁判所に報告するべきだと思います。これはぜひ、中核機関がやるべきだと思います。それを御提案します。それはぜひ検討していただければと思います。もし反対だったら言ってください。もし、皆さんから他に何かあれば、いかがでしょうか。大丈夫ですか。

委員の皆様からの色々な意見を聞いていただいていたと思いますが、事務局として、何か

ありますでしょうか。

事務局（市課長）

只今、たくさんの御意見を頂戴しました。ありがとうございます。チェックリスト、マニュアル、それから苦情、相談の対応、様々な御意見いただきました。皆様の意見にもありましたように、これから事例を積み重ねて、その中でまた改善しなきゃいけない点等、たくさんあると思います。また、他の先進的な事例、他で先行しているような中核機関の情報をとりながら、今後も適切で良い対応をしていくことができるように、中核機関となったセンターと市と情報共有を市としてもしっかりと行いながら進めていきたいと思っています。

会長

では、よろしければ議題3、その他に移りますが、その他何かございますか。それでは、予定していた議題は以上ということになるようです。平塚市成年後見制度利用促進協議会は、本日はここで終了といたしまして、事務局に進行をお返しいたします。

事務局（市課長）

ありがとうございました。皆様に今回も貴重な御意見をいただきました。中核機関は、昨日スタートしたばかりでございます。スタートして終わりではなく、これから始めるというところでございます。今後も、認知症の高齢者や障がいのある方々が尊厳をもって地域で安心して暮らせるよう、皆様の経験や、専門的な見地からのご意見をいただきながら、より良い中核機関として運営できるようにしてまいりたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和3年度第2回平塚市成年後見制度利用促進協議会を閉会します。